
平成30年大和町議会6月定例会議会議録

平成30年6月8日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（1名）

13番	堀籠英雄君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時28分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。

まだ定刻前ではありますが、全員おそろいでございますので、本日の本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番藤巻博史君及び12番平渡高志君を指名します。

日程第2「議案第44号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第44号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第45号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第45号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第46号 平成30年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第46号 平成30年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それでは、1点お伺いをいたします。

事項別明細書の5ページですね、9款3項3目施設整備費の中で、工事請負費大和中の防火シャッター作動不良というご説明でございましたけれども、いつの時点でわかってこういう工事というか、こういうことになったのかをお尋ねをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、馬場議員さんのただいまのご質問にお答えいたします。

消防設備の点検につきましては、年2回小中学校の点検を実施しております。それで、大和中学校のシャッターの不良につきましては、平成30年の1月に実施をいたしました消防設備の点検の際に作動不良が判明いたしまして、今回補正予算をお願いしたものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。ほかにございませんか。7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

同じく5ページのその1つ上、公園費の中の修繕料、落書きスプレー缶でということだったんですけれども、これで被害届を出した後のその後の情報が何か入っているのかどうかということと、再発防止関係で何かどのように動いておられるのか、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ひょうたん池については、修繕ということで今回行うんですけれども、警察のほうから被害届を出して、それ以降なんですけれども、連絡はいただいてございません。再発防止という形なんですけれども、これについて指定管理ということで地域振興公社も見いただけていますし、今回学校給食センター前ということで、教育総務のほうでも確認していただいているという現状もありますので、そういう情報を得ながら、今後も管理していきたい。これから、新たにどういうことをするかというところまではちょっと今のところは考えていないんですけれども、一応今の流れで管理はしてい

たいと思っています。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第47号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補
正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第47号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算を議題と
します。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第48号 平成30年度宮床児童館新築工事請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第48号 平成30年度宮床児童館新築工事請負契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

1点ほどお伺いをしたいと思います。

この事業で、総合評価点が1,000点ということなんですけれども、これをやるに当たって、地元の建設会社さんだの、業者さんだのを使うようなそういう議論はなされたのかどうか、お伺いをいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

お答えいたします。

この事業につきましては、一般競争入札ということで公募を行ったところでございます。その公募が3者ございまして、地元の業者さんが応募いただけなかったという内容もございまして、現在応募いただいた3者の中から比較審査を行って、入札という形をとったものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

こういう工事は、どのぐらい地元でそういうことができる業者さんがあるかは私も把握はしていないんですけれども、参加をしていただくのがやっぱり筋かなと、競争

していただいてももちろんそうなんですけれども、その辺のお考えどのように思っておられるかとお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

今回の工事につきましては、金額的なものからやっぱり指名競争じゃなくて、一般競争入札という金額的なもので該当しましたので、やはり応募をいただくということで広く公告した事案でございまして、一定金額を下回れば指名競争入札できる案件であれば、当然そういったことも考えられますが、今回は金額的には一般競争入札に該当するというのでしたので、そのような形でさせていただきました。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。15番堀籠日出子さん。

15 番 （堀籠日出子君）

前者に関連するんですが、この入札なんですが、1,000点以上となると、やはり地元の業者もなかなか入れないというふうにならざるを得ないわけなんですけれども、やはりこういう事業をするときには、地元の業者が入れるような何か方策を考えて、そして参加申し込みできるような、そういう方法をとっていかなくや、とる必要があるのかなと思います。これから子育て支援住宅も出てくるわけでありますので、やはり地元の業者にそういうものを入札していただいて、そして何かふぐあいがあったときには、すぐにそういうのに対処できるような、そういう体制づくりをとっていかないと、何か全てが町外というかそういう業者にとられまして、せっかく税金で事業をするのに、大和町に全然そういう恩恵がないというのもおかしい話じゃないかなと思いますので、ぜひ町内の業者がそういう仕事を受け取れるような方法を考えていくべきじゃないかと思いますが、お伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

副町長浅野喜高君。

副町長 （浅野喜高君）

ただいま15番の堀籠議員にお答えをいたしたいと思います。

入札も地元の方々ということですよ。これまでも指名競争入札につきましては、一応制度を見直しして、できる限り地元の方に落札をしていただくということで、去年の4月から制度を改めて指名入札につきましては、工事部門につきましては、おおむね町内の建設業の方々で間に合っておる状況でございますが、ただいま建築業の入札につきましては、一応町の入札制度があるものですから、2,000万円以上につきましては、一般競争入札ということで、公募によって決定するということが決まっておりますので、その辺につきましては、おおむねどこの町村でもそういった形でやっているものですから、それを崩していくということはなかなか難しいと思われまますので、ですから指名競争入札の場合は、町内業者ということで指名をしている状況でございますので、ひとつご理解のほどお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

15番堀籠日出子さん。

15番 （堀籠日出子君）

入札のそういう条件がありますのでそれはそれとしましても、先ほども説明があつて大体理解したんですが、やはり地元の業者を使って何か問題が起きたときでも、すぐ対処できるように、ぜひどうしたら地元の業者を使えるかということも考えていただきまして、これからの入札制度に役立てていただければなと思います。とにかく、税金を払って、そして仕事をしているのが地元の業者でありますので、そういうのに該当したときにはぜひとも地元業者を使って、そして町がよくなればいいのかと思っておりますので、これからもよろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

副町長浅野喜高君。

副町長 （浅野喜高君）

お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまのご指摘のとおり、やはり地元の業者というのは地元の方々を雇用もしていますので、地元の方々ができる工事につきましては、地元業者がとれるように、そ

任期満了を受けるところでございますが、本人より再任辞退の申し出がございまして、後任の人権擁護委員として法務大臣に推薦をいたしたく、今般の議会に意見を求めるものでございます。

氏は、昭和58年から大和町消防団員として、地域の安全・安心に尽力され、さらに平成4年から現在に至るまで、大和町交通安全指導隊員として地域の交通安全意識の普及に大きく貢献してこられております。地域の住民からの信望も厚く、地域のために役立ちたいという考えをお持ちの方でございます。したがって、これまでの豊富な知識と経験を活かし、ご活躍いただける方といたしまして、今回推薦するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。

午後1時47分 休憩

午後1時48分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、お手元にお配りしましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第8「請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める請願書」

議長（馬場久雄君）

日程第8、請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

朗読省略して、紹介議員の説明を求めます。11番藤巻博史君。

11 番 (藤巻博史君)

それでは、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出の請願の説明をしたいと思います。

請願の要旨として、貴議会において添付の「意見書(案)」を採択されて、政府に送付していただきますようにご尽力をお願いします。

理由といたしまして、中小業者は地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してまいりました。しかし、長引く不況、東日本大震災からの復興などが重くのしかかり、倒産・廃業などの危機に直面しております。

そんな中で、業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、女性事業主として営業に携わりながら、家事・育児・介護と休む間もなく働いております。

しかし、どんなに働いても、中小業者を支える家族従業者の働き分(自家労賃)は、税法上所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない」要旨により、必要経費として認められません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者で86万円、その他の家族は50万円です。

配偶者もさることながら、息子や娘たちの家族従業者は、わずか50万円の所得控除では、所得ゼロ円とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できません。家業を手伝いたくても、手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけております。また、家族従業者が交通事故に遭っても、補償額が低く、専業主婦の半額ほどです。所得税法第56条は、日本国憲法の法の下での平等、行政の平等、財産権を定めた憲法に違反する規定です。

税法上では、青色申告をすれば給料を経費とすることができますが、同じ労働に青色と白色の差をつけること事態が矛盾しており、基本的人権を侵害しております。明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が現在も業者婦人を苦しめており、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費としている中で、日本だけが世界の進歩から取り残されております。

2009年7月に行われた国連女性差別撤廃委員会では、所得税法第56条の家族従業者の労働対価を必要経費として認めないという問題は、女性に否定的影響を与えると思うが、政府の立場は、という質問が日本政府に出されました。税法上も民法、労働法や社会法上でも一人一人が人間として尊重される憲法に保障される権利を要求しますという請願が出されております。

県内では、宮城県自体も採択して、あと28でしたか、ということで過半数の自治体の議会も取り上げているということで、ぜひともこの請願を通していただきたいと思っています。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成30年大和町議会6月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

午後1時54分 閉 会